

監 第 6 2 号
平成 24 年 3 月 23 日

請求人 様

京都市監査委員 繁 隆 夫
同 津 田 早 苗
同 不 室 嘉 和
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 24 年 2 月 22 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都地下鉄整備株式会社（以下「本件会社」という。）の職員の職員サービス規程違反の事実をもって、規則を守らない者は、保守、点検等ができないとして、京都市（以下「市」という。）が本件会社に対して鉄道車両の整備、施設の整備、電気設備の整備等の安全運行の仕事を発注しないよう求めるものである。
- 2
 - (1) 上記 1 から、本件請求は、市の本件会社との間における鉄道車両の整備、施設の整備、電気設備の整備等の安全運行の仕事に係る契約（以下「本件契約」という。）の締結をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）とするものであると解される。
 - (2)
 - ア 住民監査請求をする際は、違法又は不当とする財務会計行為について、事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を添付しなければならないところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、本件契約の締結がなされたこと又はなされることが相当の確実さをもって予測されることの根拠が明らかではない。
 - イ また、住民監査請求は、財務会計行為を対象として行うものであるた

め、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為を他の事項から区別して特定認識できるよう個別的、具体的に示す必要があるが、本件請求では、財務会計行為としての本件契約の締結を具体的に特定できない。

- (3) そこで、上記(2)の各点について、請求人に補正を求めたところ、請求人から、事実証明書として交通局のホームページに掲載されている随意契約一覧表の一部の写しが提出された。

当該補正から、本件請求は、平成 23 年 4 月 1 日付け烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託契約の締結、及び同日付け東西線高速車両保守及び作業監理業務委託契約の締結（以下「本件対象行為」という。）をもって、住民監査請求の対象とする財務会計行為とするものであると解される。

3

- (1) 上記 1 から、本件請求は、本件会社の職員の職員サービス規程違反の事実を根拠に、規則を守らない者は、保守、点検等ができない旨の主張をもって、本件対象行為の違法性又は不当性に関する主張とするものであると解される。

(2)

ア 住民監査請求をする際は、上記 2(2)アと同様に、違法又は不当とする財務会計行為について、事実証明書を添付しなければならないところ、本件請求では、本件会社の職員の行為が職員サービス規程違反に当たるとする事実の主張の具体的な根拠が明らかではない。

イ また、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要があるところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、本件会社の職員の職員サービス規程違反の事実をもって、規則を守らない者は、保守、点検等ができない旨の主張が導かれる具体的な根拠が明らかではない。

- (3) そこで、上記(2)の各点について、請求人に補正を求めたところ、請求人は、何ら補正を行っておらず、同ア及び同イの主張の具体的な根拠がいずれも示されていないため、本件対象行為の違法性又は不当性に関する主張は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

- 4 以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。